また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　椿　康雄
　生年月日　昭和二十九年三月十一日生
　旅券申請の住所　東京都港区上

二、返納すべき旅券
　旅券番号　TH二三七九七四三
　発行年月日　平成十九年一月十七日
　旅券名義人　椿　康雄

三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成十九年十二月五日、さいたま簡易裁判所から、証券取引法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年九月三十日、法務省から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間846円」を「１時間859円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間838円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間750円」を「１時間760円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金（平成24年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間758円」を「１時間772円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月13日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間839円」を「１時間852円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月13日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間851円」を「１時間864円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月13日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月11日

大阪労働局長　中沖　剛

第４号中「１時間838円」を「１時間850円」に改める。

国家試験

平成27年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成27年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

平成26年11月11日

司法試験委員会委員長　山口　厚

1　受験資格　司法試験法第４条の要件を満たす者

2　期日及び科目

(1)　平成27年５月13日（水）　論文式試験　選択科目及び公法系科目

(2)　平成27年５月14日（木）　論文式試験　民事系科目

(3)　平成27年５月16日（土）　論文式試験　刑事系科目

(4)　平成27年５月17日（日）　短答式試験　民法、憲法及び刑法

3　試験地　札幌市　仙台市　東京都　名古屋市　大阪市　広島市　福岡市

※　各試験地における試験場については、平成27年１月下旬頃、官報に公告する予定。

4　出願手続等

(1)　出願期間　平成26年11月21日（金）から同年12月５日（金）まで

なお、平成26年12月５日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(2)　受験願書の交付　受験願書は、司法試験委員会（所在は５(1)記載のとおり。）において、平成26年11月11日（火）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に205円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

(3)　受験願書の提出　受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

5　その他

(1)　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

(2)　詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

(3)　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。